

港湾工事における「週休2日確保工事」実施要領

1 趣旨

本要領は、青森県県土整備部が発注する港湾工事において、「週休2日」及び「4週8休」確保工事の経費補正や協議の方法等に関して必要な事項を定めるものである。

なお、「県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領」に準じる事項については、整備企画課ホームページ（<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/i-construction.html>）を参照されたい。

2 対象工種区分

対象工種区分は以下のとおりとする。

- ・浚渫工事、構造物工事、海岸工事、防舷材・電気防食

ただし積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用し、その判断基準は金額による。

（例：舗装工事と防舷材・電気防食工事を合算し、舗装工事の直接工事費の方が大きければ、諸経費は「舗装工事」を用いる。）

3 発注方式の分類

（1）発注者指定型

「県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領」に準じ、発注者が、「週休2日」及び「4週8休」に取り組むことを指定する発注方式であり、受注者は「週休2日」及び「4週8休」の確保に取り組まなければならない。ただし、当初積算時においては、4週8休以上が確保出来た場合の工事費の経費補正等を行わない。

（2）受注者希望型

「県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領」に準じ、受注者が、「週休2日」及び「4週8休」の確保に取り組むか否かを選択する発注方式であり、「週休2日」及び「4週8休」の確保に取り組む場合には、工事着手前に発注者と協議すること。

4 休日の評価

- ・「休日」は、「土曜日」「日曜日」「祝日」「夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間）」「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日を含む12月下旬～1月上旬の6日間）」とする。
- ・「休日」の評価は、建設現場の「閉所」を確認することにより行う。

- ・閉所日において、技術者や作業員（建設業法上の下請負契約に該当しない者は除く）が、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会等の開催により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の出勤日について、「週休2日（工事が「4週8休」の場合は当該出勤者の出勤日も「4週8休」）が確保されていれば、閉所（休日を確保）したものとみなす。

① 週休2日

- ・「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分^{※1}の閉所日があることをいう。
- ・工事着手日以降最初の土曜日から、工事完了日直前の金曜日までを評価対象とする。

※1 その週に含まれる「土曜日」「日曜日」「祝日」「夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間）」「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日を含む12月下旬～1月上旬の6日間）」の日数の合計。

② 4週8休

- ・土曜日起算の場合

起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分^{※2}の閉所日があることをいう。工事着手日とその週の月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。

以降最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない。

※2 その期間に含まれる「土曜日」「日曜日」「祝日」「夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間）」「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日を含む12月下旬～1月上旬の6日間）」の日数の合計。

- ・月曜日起算の場合

起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の月曜日から8週目日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分^{※2}の閉所日があることをいう。工事着手日とその週の火曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。

以降最初の月曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない。

5 休日の確認方法

- ・受注者は、土曜日から金曜日までを1週間とした「週間工程表」を工事着手日から工事完了日（後片付け含む）までの期間、提出する。

- ・また、「週間工程表」には、前週の閉所の実績及び次週の閉所予定を記載する。
- ・閉所日において、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会の開催等により、少数の出勤者が生じた場合は、「週間工程表」に当該出勤者の氏名、出勤日、代休日を記載する。
- ・監督職員は、週間工程表の前週の実績に記載された閉所日及び休日出勤者の代休の状況に基づき、「週休2日」又は「4週8休」を確認する。また、確認にあたっては、実績のみを確認するものとし、週間工程表における閉所予定と実績が異なっても差し支えない。

6 積算方法

- ・対象工事について、4週8休以上が確保出来た場合は、労務単価に下表の補正係数を乗じて、精査変更を行う。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	—	—
機械経費（賃料）	1.04	—	—
共通仮設費	1.02	—	—
現場管理費	1.03	—	—

- ・また、港湾工事市場単価を適用する場合は、下表のとおり市場単価を補正する。

		市場単価 補正係数			市場単価 補正係数
1	底面工	1.04	17	車止撤去	1.05
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01	18	電気防食取付	1.05
3	支保工	1.05	19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
4	足場工	1.03	20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
5	鉄筋工	1.05	21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
6	吊鉄筋工	1.05	22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・鍍金物)	1.04
7	型枠工	1.04	23	ペトロラタム被覆	1.05
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05	24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05	25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
9	止水板工	1.05	26	かき落とし工	1.05
10	上蓋工	1.05	27	汚濁防止壁設置・撤去・移設	1.04
11	伸縮目地工	1.03	28	汚濁防止枠設置・撤去	1.03
12	係船柱取付	1.05	29	灯浮標設置・撤去	1.04
13	防眩材取付	1.05	30	汚濁防止壁保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
14	車止・鍍金物取付	1.05		汚濁防止壁保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
15	係船柱撤去	1.05	31	異形ブロック製作 型枠工	1.05
16	防眩材撤去	1.05		異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

※ 赤字は令和3年度に見直しを行った箇所
青字は令和3年度より新たに市場単価の試行を行う場合の補正係数

(国土交通省HP URL : <https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001346083.pdf>)

「休日確保した工事の労務単価の補正について(令和3年4月1日以降入札公告する工事から適用)」より

7 協議及び報告の方法

- ・発注者指定型及び受注者希望型の受注者は、発注者に対して次のとおり協議及び報告を行うこと。

(1) 施工計画書による協議

- ・受注者は、工事着手日までに「週休2日」又は「4週8休」の確保を考慮した工程を検討のうえ、現場閉所日が確認できる施工計画書を作成し、「週休2日」又は「4週8休」等を確保するために必要な工期及び工程について協議する。
- ・なお、請負金額が1千万円未満の工事で発注者が施工計画書の提出を不用とした場合は、現場閉所日が確認できる工程表等により協議する。

(2) 現場閉所日の確保状況に関する報告

- ・受注者は「週間工程表」により、現場閉所日の確保状況を報告すること。また、工事の完成時には工事打合簿（「県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領」（別添）参照）により現場閉所日の実績を報告すること。

8 工事成績評定における評価と証明書の発行

- ・発注者は、工事の完成時に工事打合簿（「県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領」（別添）参照）の内容を確認し、「週休2日」及び「4週8休」の確保を確認した場合には、工事成績評定における「作業員の休日の確保」及び「適切な工程管理」等において適切な評価を行う。また、受注者に対して週休2日実施証明書を発行する。
- ・なお、「週休2日」及び「4週8休」の確保を確認できない場合には、工事成績評定における評価や週休2日実施証明書の発行は行わない。

9 その他

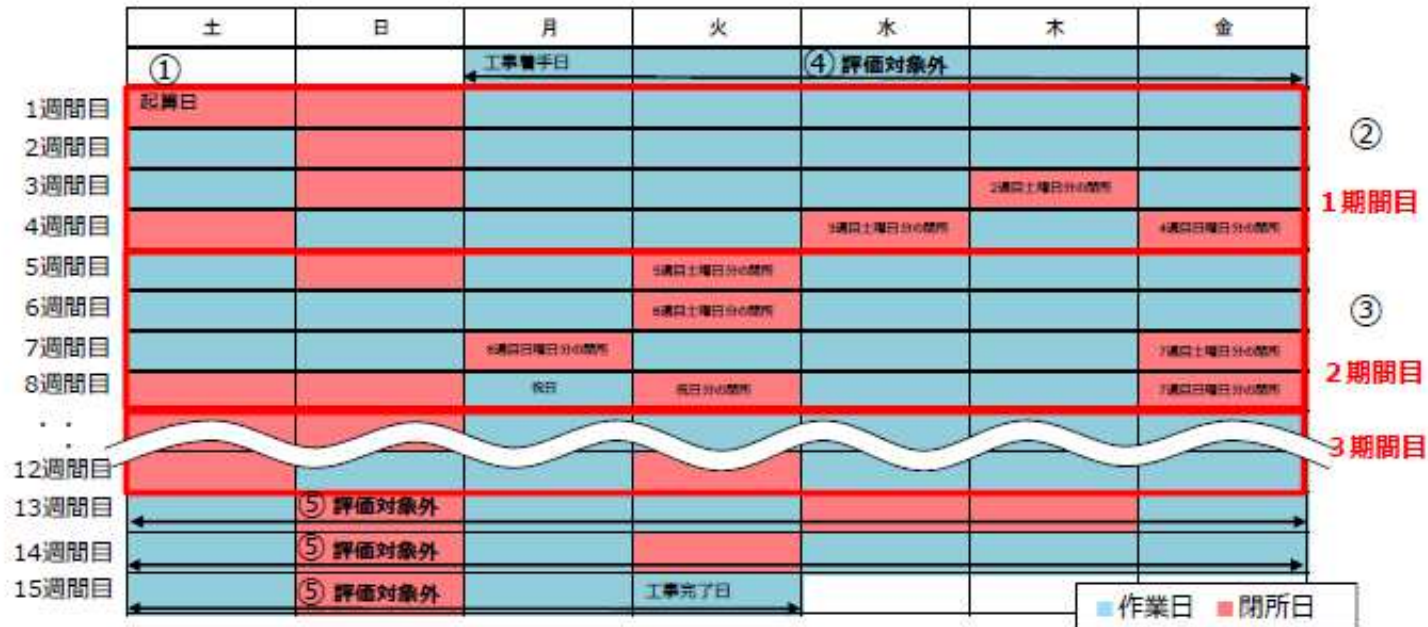
- ・発注者は、緊急性がある場合を除き、受注者に対して現場閉所日に作業が生じるような指示を行ってはならない。
- ・発注者は、増工を伴わない場合であっても、受注者から週休2日の確保に必要な工期の変更協議があり、協議内容が妥当と判断される場合には、工期の変更に応じるものとする。
- ・受注者は、4週8休以上が確保出来た場合の工事費の経費補正等を下請負契約にも反映させるものとする。
- ・受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。

10 附則

- この要領は、令和2年4月10日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。
この要領は、令和2年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。
この要領は、令和3年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

4週8休の確認方法(土曜日起算)

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。



4週8休の確認方法(月曜日起算)

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。(例えば、水曜日が工事着手日の場合は、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない)
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない)。

	月	火	水	木	金	土	日
			① ← 工事着手日		④ 評価対象外		
1週間目	起算日						
2週間目							
3週間目				② 2週目土曜日の閉所			
4週間目	3週目土曜日の閉所		3週目日曜日の閉所				
5週間目							
6週間目					5週目日曜日の閉所		
7週間目	6週目土曜日の閉所						
8週間目		7週目土曜日の閉所	祝日	祝日の閉所	7週目日曜日の閉所		
⋮							
12週間目							
13週間目		⑤ 評価対象外					
14週間目		⑤ 評価対象外					
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日			

■ 作業日 ■ 閉所日